

2003春季生活闘争 第3回中央交渉推進委員会協議事項

今後の交渉の強化について

電力総連2003春季生活闘争は、第2回中央交渉推進委員会において確認した、「今後の進め方」を踏まえ、各組合が粘り強い交渉を展開した結果4月14日(月)現在、83組合が妥結に至っています。

その妥結内容を見てみると、取り巻く環境の変化等から厳しい交渉を強いられながらも、多くの組合において「賃金改定」については「賃金カーブ維持分」を確保し、「賞与・一時金」については、生活給的部分である「4.0ヶ月」を確保するものとなっています。また、「雇用安定の取り組み」をはじめその他の項目についても一定の成果を挙げてきています。

現在交渉を継続している各組合は、厳しい状況にはあるものの、これまでの妥結結果を踏まえ、下記のとおり今後の交渉を強化していくこととします。

記

- 1 企業業績の判断等から要求書提出に至っていない組合は、引き続き経営状況等について会社側との協議や話し合いを行ったうえで、組合員の努力に報いるべく、要求書提出に繋げるよう努力することとする。
- 2 「賃金改定」については「賃金カーブ維持分」、「賞与・一時金」については生活給的部分である「年間4.0ヶ月」の最低限確保に向け、最後まで粘り強い交渉を行う。
- 3 「雇用安定の取り組み」「労働協約に関する取り組み」「適正な労働時間管理の取り組み」「パート労働者等全従業員を視野に入れた取り組み」については、第2回中央交渉推進委員会(3月4日開催)で確認した「今後の進め方」を踏まえ、既に交渉を終えた組合の成果を活かし、一歩でも前進が図られるよう交渉を強化することとする。
- 4 日程については、4月中決着を目指すこととするが、会社側の回答に納得し難い場合は、これにとらわれず、会社側の誠意ある回答を引き出すべく、交渉を行うこととする。
- 5 構成総連交渉推進委員会は、各組合との連携を更に強化し、交渉の支援・調整を行うこととする。なお、既に妥結に至った組合については、構成総連交渉推進委員会と連携を図り、交渉中の組合の支援を行うこととする。

以上